

堺市公報 号外第6号	平成31年3月19日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

< 条例 >

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 【総務局行政部情報化推進課】	6
○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	7
○堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	8
○堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	9
○堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 【総務局人事部労務課】	10
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【文化観光局観光部観光企画課】	11
○堺市公園条例の一部を改正する条例 【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	12
○堺市地域下水道条例を廃止する条例 【環境局環境事業部環境事業管理課】	14
○堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例 【健康福祉局生活福祉部医療年金課】	15
○堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例 【健康福祉局障害福祉部障害者支援課】	16
○堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所保健医療課】	17
○堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 【健康福祉局健康部保健所保健医療課】	18

○堺市手数料条例の一部を改正する条例	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	19
○堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	20
○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
【消防局総務部人事課】	21
○堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例	
【教育委員会事務局総務部学務課】	22
○堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例	
【文化観光局博物館みはら歴史博物館】	23
○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例	
【上下水道局水道部水道建設管理課】	28
○堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	
【危機管理室危機管理課】	29
○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	
【健康福祉局生活福祉部国民健康保険課】	30
○堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	
【議会事務局調査法制課】	32

本号で公布された条例のあらまし

○堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第1号）

年金生活者支援給付金の支給に関する事務について、特定個人情報を利用できるようにするもの

○堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第2号）

正規の勤務時間を超えて勤務することを命ずることができる上限を定めるための委任規定を設けるもの

○堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第3号）

交通用具に係る通勤手当の支給額を改定するもの

○堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第4号）

風水害その他非常災害により、職員がやむを得ず常例として通勤している経路と異なる経路で旅行した場合における旅費の支給に関する特例措置を設けるもの

○堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第5号）

上下水道事業管理者に係る退職手当について特例措置を設けることとし、所要の改正を行うもの

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第6号）

(1) 堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の委員の定数を8人以内から9人以内に増員するもの

(2) 本市の附属機関の一つである堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会及び堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会をそれぞれ廃止するもの

○堺市公園条例の一部を改正する条例（平成31年条例第7号）

原池公園に新たな有料施設として野球場を設置するもの

○堺市地域下水道条例を廃止する条例（平成31年条例第8号）

南区畑地域において公共下水道が整備されることに伴い、当該地域における地域下水道を廃止するもの

○堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例（平成31年条例第9号）

ひとり親家庭医療費の助成対象に係る所得要件について、1月から9月までの請求にあつては前々年の所得に、10月から12月までの請求にあつては前年の所得によることとするもの

○堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例（平成31年条例第10号）

センターの入所対象者を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項に規定する障害者等であつて、本市の区域内に住所を有するものとするもの

○堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例（平成31年条例第11号）

市長の諮問に応じる場合のほか、堺市保健所運営協議会が必要と認める場合においても審議を行うこととするもの

○堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成31年条例第12号）

精神病床を有する病院の従業者の員数及び療養病床を有する病院の一部の施設面積に係

る基準について必要な経過措置を設けるとともに、療養病床を有する病院の一部の従業者の員数に係る経過措置を削除するもの

○堺市手数料条例の一部を改正する条例（平成31年条例第13号）

次に掲げる手数料について定めるもの

- (1) 前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合等における、当該壁面線等を越えない建築物に係る建蔽率の特例許可申請手数料
- (2) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料
- (3) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料
- (4) 建築物の用途を変更して興行場等として必要と認められる期間を定めて使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料
- (5) 建築物の用途を変更して特別興行場等として必要と認められる期間を定めて使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料

○堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第14号）

次の条例について、建築基準法の一部改正に伴う規定の整備を行うもの

- (1) 堺市特別用途地区建築条例
- (2) 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例
- (3) 堺市建築基準法施行条例
- (4) 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

○堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第15号）

特殊勤務手当として支給している隔日勤務等従事手当を廃止するもの

○堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第16号）

堺市立幼稚園保育料に係る規定のうち、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る規定を削るもの

○堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例（平成31年条例第17号）

堺市立みはら歴史博物館の管理及び運営について、指定管理者制度を導入するもの

○堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条

例の一部を改正する条例（平成31年条例第18号）

- (1) 学校教育法の一部改正等を踏まえ、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の一部に専門職大学の前期課程を修了した者を加えるもの
- (2) 技術士法施行規則の一部改正等に伴い、布設工事監督者の資格に係る規定の整備を行うもの

○堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第19号）

- (1) 災害援護資金の利率について、現状は年3パーセントであるところを、年1パーセント等に改めるもの
- (2) 災害援護資金の償還方法について、月賦償還等の方法を加えるもの
- (3) 災害援護資金の貸付けに係る保証人に関する規定を設けるもの

○堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成31年条例第20号）

- (1) 大阪府が算定し、及び市町村に通知する市町村標準保険料率の算定条件の変更に伴い、基礎賦課額の限度額を引き上げるとともに、当該市町村標準保険料率を踏まえ、本市における国民健康保険料率の特例を定めるもの
- (2) 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象世帯となる所得基準（5割軽減及び2割軽減に係るもの）を引き上げるもの
- (3) 旧被扶養者に係る保険料の減免の特例について、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る部分を一部解除し、これらの額に係る減免期間を資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ることとするもの

○堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（平成31年条例第21号）

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例に基づく議会議員の期末手当について、平成31年以降の6月期及び12月期の支給割合を100分の220と均等にするもの

条 例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第1号

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の
提供に関する条例の一部を改正する条例

堺市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の20の項事務の欄中「堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費」を「堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費」に改める。

別表第2の21の項事務の欄中「堺市身体障害者介助者用車いす電動補助装置購入費」を「堺市身体障害者介助者用車椅子電動補助装置購入費」に改め、同表に次の1項を加える。

77 市長	年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報その他の特定個人情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2に1項を加える改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第2号

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例

堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和46年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。

2 前項及び第7条の5に規定するもののほか、同項の規定による正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第7条の3、第7条の4第1項及び第2項並びに第7条の5各号列記以外の部分中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第3号

堺市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第7中

3,000	を	2,000	に
5,100		4,200	
7,500		7,100	

改め、同表に備考として次のように加える。

備考 通勤のため自転車を使用することを常例とする職員（その自転車の使用距離等を踏まえ規則で定める職員をいう。）については、この表に定める額に1,000円（その職員の住居が本市の区域内にある場合については、2,000円）を加算した額を支給月額とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第4号

堺市職員等の旅費に関する条例及び堺市
非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

(堺市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 堺市職員等の旅費に関する条例(平成6年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第25条に次の1項を加える。

- 2 風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、職員(堺市職員の給与に関する条例第17条第2項に規定する通勤をすることが著しく困難であると認められる職員以外の職員であつて、交通機関又は有料の道路を利用せず、かつ、自転車、原動機付自転車、自動車その他原動機付の交通用具を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該職員に対し、旅費を支給することができる。

(堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項に定めるもののほか、風水害その他非常災害を原因とする規則で定めるやむを得ない事由により、非常勤職員(規則で定めるものを除く。)が、常例として通勤している経路と異なる経路で旅行したときは、規則で定めるところにより、当該非常勤職員に対し、その旅行に要した費用を費用弁償として支給することができる。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第5号

堺市職員退職手当支給条例及び市長等の退職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

(堺市職員退職手当支給条例の一部改正)

第1条 堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(上下水道事業管理者に係る特例)

10 平成31年3月31日に上下水道事業管理者の職にある者については、第18条の規定は適用しない。

(市長等の退職手当の特例に関する条例の一部改正)

第2条 市長等の退職手当の特例に関する条例(平成29年条例第51号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(上下水道事業管理者の退職手当の特例)

第3条 市長の現任期(平成31年4月1日以後の期間に限る。)中において上下水道事業管理者に任命された者に対する退職手当(当該任命に係る任期に係るものに限る。)は、堺市職員退職手当支給条例(昭和31年条例第18号)の規定にかかわらず、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第6号

堺市附属機関の設置等に関する条例の
一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会の項を削り、同表堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会の項委員の定数の欄中「8人」を「9人」に改め、同表堺市南海高野線連続立体交差事業鉄道構造形式検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第7号

堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

原池公園	体育館 スケートボードパーク	を
------	-------------------	---

」

「

原池公園	体育館 スケートボードパーク 野球場	に
------	--------------------------	---

」

改める。

別表第4第8項の表中

「

白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円	を
---------	--------------	---

」

「

白鷺公園野球場	1面1時間 1,020円	に	
原池公園野球場	グラウンド		1面1時間 8,600円
	屋内練習場		1室1時間 700円
	屋内ブルペン		1室1時間 700円
	会議室		1室1時間 400円
	更衣室	1室1時間 100円	

」

改め、同表の備考第1号を次のように改める。

- (1) 原池公園野球場の休日等の使用料は、当該使用区分に係る金額（以下この項において「基本料金」という。）に1.2を乗じて得た額とする。

別表第4第8項の表備考第3号ア中「第1号」を「第2号」に改め、同号を同表備考第4

号とし、同表中備考第2号を備考第3号とし、備考第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 使用者が入場料等を徴収するときは、基本料金（前号に該当する場合にあっては、前号の額。第4号イにおいて同じ。）の2倍以内において市長が定める額を徴収することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（施行前の準備行為）

- 2 施行日以後の使用に係る使用の許可及び指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為については、施行日前においても、この条例による改正後の堺市公園条例の規定の例により行うことができる。

堺市地域下水道条例を廃止する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第8号

堺市地域下水道条例を廃止する条例

堺市地域下水道条例（平成3年条例第3号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（使用料に係る経過措置）

2 この条例の施行前におけるこの条例による廃止前の堺市地域下水道条例別表に規定する地域下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第9号

堺市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を
改正する条例

堺市ひとり親家庭医療費助成条例（昭和55年条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条の2第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から平成31年9月30日までの期間に係るこの条例による改正後の第2条の2第1項第1号の規定の適用については、同号中「所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する同一生計配偶者」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号に規定する控除対象配偶者」とする。

堺市立舳松職能訓練センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第10号

堺市立舳松職能訓練センター条例の
一部を改正する条例

堺市立舳松職能訓練センター条例（昭和63年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「心身障害者等」を「障害者等」に改める。

第4条を次のように改める。

（入所対象者）

第4条 センターに入所することができる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者等であって、本市の区域内に住所を有するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市保健所運営協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第11号

堺市保健所運営協議会条例の一部を
改正する条例

堺市保健所運営協議会条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、前項に規定する事項について審議し、市長に意見を具申することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第12号

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

堺市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成27年条例第62号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 精神病床を有する病院（省令第43条の2に規定するものを除く。）に係る第3条の規定の適用については、当分の間、同条中「第3項各号」とあるのは、「第3項各号並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年改正省令」という。）附則第20条」とする。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

- 3 平成13年3月1日前に医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第7条第1項の開設の許可を受けている病院の建物（同日前から存するもの（同日前において基本的な構造設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の旧法第1条の5第3項に規定する療養型病床群に係る病床であって、平成13年改正省令第8条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第35号）附則第8条の規定によりなおその効力を有することとされた同省令第3条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令第3号）附則第6条の規定の適用を受けているものを有する病院（同日以後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、第4条の規定（省令第21条第2号から第4号までの規定に係る部分に限る。）に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

堺市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第13号

堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第5号、第7号、第9号、第10号及び第12号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同項第23号中「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項第24号中「第53条第5項第3号」を「第53条第6項第3号」に改め、同項中第61号を第65号とし、第59号及び第60号を4号ずつ繰り下げ、第58号の次に次の4号を加える。

(59) 法第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料 1件 730,000円以内において規則で定める額

(60) 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更認定申請手数料 1件 365,000円以内において規則で定める額

(61) 法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 120,000円

(62) 法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料 1件 160,000円

第34条第4号、第34条の3第4号及び第34条の5第7号中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第14号

堺市特別用途地区建築条例等の一部を改正する条例

(堺市特別用途地区建築条例の一部改正)

第1条 堺市特別用途地区建築条例(昭和48年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項及び第5条第2項中「第48条第15項及び第16項」を「第48条第15項、第16項第1号及び第17項」に改める。

(堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第2条 堺市南部大阪都市計画北野田駅前地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成7年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表(う)の項中「同条第5項第1号」を「同条第6項第1号」に改める。

(堺市建築基準法施行条例の一部改正)

第3条 堺市建築基準法施行条例(平成12年条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第87条の2」を「第87条の4」に改める。

(堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第4条 堺市南部大阪都市計画堺東駅南地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成25年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第53条第5項第1号」を「第53条第6項第1号」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)附則第1条本文の政令で定める日から施行する。

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第15号

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正する条例

堺市消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号及び第6号を1号ずつ繰り上げる。

第4条第1項中「第7条」を「第6条」に改める。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条第1項中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第11条ただし書中「及び第6条」を削り、「第5条第1項又は第6条第1項」を「同条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第5条第1項に規定する隔日勤務等従事手当については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに終了する当務（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）について支給するものとし、施行日以後の日に終了する当務については、支給しない。

3 施行日前にこの条例による改正前の第5条の規定により支給すべき事由が生じた隔日勤務等従事手当については、なお従前の例による。

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第16号

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に
関する条例の一部を改正する条例

堺市立学校授業料等及び幼稚園保育料に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表堺市立幼稚園保育料の項中「又は第2号」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年度以前の分の保育料（平成31年4月1日以後に徴収すべき事由が生じたものを含む。）については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第17号

堺市立みはら歴史博物館条例の一部を改正する
条例

堺市立みはら歴史博物館条例（平成16年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、技術的な」を「又は技術的な」に改める。

第4条中「展示室に入場しよう」を「展示を観覧しよう」に改める。

第6条第3項各号列記以外の部分中「次」を「委員会は、次」に改め、同項第2号中「建物」を「博物館の施設」に改め、同条第4項中「付ける」を「付す」に改める。

第15条を第29条とする。

第14条中「拒絶し」を「拒否し」に改め、同条を第17条とし、同条の次に次の11条を加える。

（禁止行為）

第18条 何人も、博物館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為
- (2) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為
- (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上支障があると認められる行為

2 委員会は、前項各号に掲げる行為をした者に対し、博物館からの退館を命ずることができる。

（損害の賠償等）

第19条 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又は委員会の定める損害額を本市に賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第20条 委員会は、博物館の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に博物館の管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務の範囲）

第21条 前条の規定により指定管理者に博物館の管理を行わせる場合におけるその業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ホール等の使用の許可その他の博物館の運営に関する業務（第5条第1項に規定する特別利用の許可を除く。）
- (2) 第2条各号に掲げる事業の実施等に関する業務のうち委員会が指定する業務
- (3) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、博物館の管理上、委員会が必要と認める業務
(指定管理者の指定の手続)

第22条 委員会は、第20条の規定により指定管理者に博物館の管理をさせようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、前条に規定する業務の遂行に必要な能力及び実績を有する法人その他の団体のうちから、公募により指定管理者を指定するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書、財務諸表等経営の状況を示す書類その他教育委員会規則で定める書類を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次の要件に最も適合していると認めるものを総合的に判断して指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画が市民の平等利用その他の観点から適切なものであること。
- (2) 事業計画を確実かつ安定的に実施するに足る経理的基礎その他の経営に関する能力を有すること。
- (3) 利用者の意思及び人権を尊重し、常にその立場に立ったサービスが提供できること。
- (4) 効果的かつ効率的な管理を実施できること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができること。
- (6) 管理経費の縮減が図られること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会が定める要件

(公告)

第23条 委員会は、前条第3項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第25条第1項の規定により指定を取り消したときも、また同様とする。

(報告、調査及び指示)

第24条 委員会は、博物館の管理の適正を期するため必要があると認めるときは、指定管理者に対し、その管理の業務、経理の状況等について報告を求め、実地に調査し、又は必

要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第25条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、指定管理者としてふさわしくない行為をしたとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により博物館の管理を継続することができなくなったと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は業務の停止を命じた場合においては、指定管理者に損害が生じても、本市は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第26条 市長は、博物館資料の展示の観覧及びホール等の利用に係る料金（第5条第2項の特別利用料を除く。以下この条において「利用料金」という。）を指定管理者に自らの収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額（附属設備その他器具備品等については、あらかじめ市長が定める額）の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

3 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金の額を定めたときは、速やかにこれを公告するものとする。

4 博物館資料の展示の観覧又はホール等の利用をしようとする者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(管理の基準)

第27条 博物館の管理を指定管理者に行わせる場合における管理の基準は、次のとおりとする。

(1) 使用の許可等は、第6条、第7条及び第9条の規定の例により行うこと。

(2) 開館時間及び休館日並びに利用時間（次項において「開館時間等」という。）は、施設の利用形態、利用者の便宜等を考慮して、委員会の承認を得て指定管理者が定めること。

(3) 個人に関する情報（以下この項において「個人情報」という。）の漏えいの防止その

他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。

- (4) 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

- 2 前条第3項の規定は、前項第2号の規定により指定管理者が開館時間等を定めた場合について準用する。

（指定管理者に係る損害の賠償）

第28条 指定管理者は、故意又は過失により博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又は委員会が定める額を本市に賠償しなければならない。ただし、特別の事情により委員会がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（保証金）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に保証金を納付させることができる。

- 2 前項の保証金の額は、使用の態様又は種別に応じて、その都度市長が定める。
- 3 保証金は、使用の終了後、使用者に還付する。ただし、未納の使用料、賠償金その他があるときは、その額を保証金から控除した金額を還付する。
- 4 保証金には、利子を付けない。

第12条を第15条とし、第11条を第14条とする。

第10条第2項中「別表第3に」を「市長が」に改め、同条を第13条とする。

第9条中「前条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

- 2 第10条第4項の規定は、前項の規定による原状回復について準用する。

第8条第1項第2号中「基づく」の次に「規則その他の」を加え、同条第2項中「等により」を「、使用の制限若しくは停止又は退館によって」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

（特別の設備の設置）

第10条 使用者は、ホール等の使用に当たって特別の設備を設けようとするときは、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、ホール等の管理上必要があると認めるときは、使用者に対し特別の設備を設けることを命ずることができる。

3 前2項の規定により設けた設備は、使用の許可の期限までに使用者の負担において撤去し、原状に回復しなければならない。

4 委員会は、使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用者の管理義務)

第11条 使用者は、使用期間中その使用に係る施設、附属設備その他器具備品等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

2 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 博物館の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失したとき。

(2) 使用の許可の期限を過ぎても使用を終えないとき。

(3) 使用の許可の期限までに前条第1項又は第2項の規定により設けた設備を撤去しないとき。

第7条中「又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(使用期間)

第7条 ホール等を連続して使用することができる期間は、5日間とする。ただし、委員会において特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中「第4条関係」を「第4条、第26条関係」に改める。

別表第2中「第10条関係」を「第13条、第26条関係」に改め、同表第2項中「10割」の次に「に相当する額」を加え、同表第3項中「基本料金にその10割を」を「それぞれの区分に係る基本料金の10割以内において市長が定める額を当該基本料金に」に改める。

別表第3を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第18号

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

堺市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例(平成24年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「短期大学」の次に「(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。)を含む。)」を、「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を加え、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第5条第2号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了者)」を加え、同条第4号中「卒業した後」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了した後)」を、「同条第3号に規定する学校の卒業者」の次に「(専門職大学前期課程にあつては、修了者)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験に合格した者(選択科目として水道環境を選択した者に限る。)は、この条例による改正後の第4条第8号の規定の適用については、同号に規定する合格者とみなす。

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第19号

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を
改正する条例

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第13条第3項中「第7条第2項かつこ書」を「第7条第2項かつこ書」に改める。

第16条を第17条とする。

第15条第1項を次のように改める。

災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

第15条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を次のように改める。

（利率）

第15条 災害援護資金の利率は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、次のとおりとする。

(1) 前条第1項の規定により保証人を立てている場合 無利子

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 年1パーセント

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害及び災害により被害を受けた市民の状況等を踏まえ、特に必要がないと認める場合にあっては、利子を付さないことができる。

第13条の次に次の1条を加える。

（保証人）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第16条第3項の違約金を包含するものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第13条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第20号

堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

堺市国民健康保険条例（昭和34年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条中「葬祭費」を「、葬祭費」に改める。

第7条の3第1項第2号中「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を「、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に改め、同条第2項中「法の規定」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）の規定」に改める。

第9条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第11条の5中「540,000円」を「580,000円」に改める。

第11条の5の4中「次条」を「次条第1項第1号」に改める。

第11条の8中「次条に規定する」を「次条第1項第1号の」に改める。

第15条の2第1項第2号中「275,000円」を「280,000円」に改め、同項第3号中「500,000円」を「510,000円」に改める。

附則第14項を次のように改める。

（平成31年度以後の保険料の減免の特例）

14 当分の間、平成31年度以後の年度分の保険料の減免に係る第21条第1項第2号の規定の適用については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者（被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る減額又は免除については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（平成31年度分の保険料に関する特例）

19 平成31年度分の保険料に係る第11条第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定し、及び同条第3項の規定により通知する市町村標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）のうち基礎賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「1,000分の81.9」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者1人につき21,357円」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「1世帯につき26,400円」とする。

- 20 平成31年度分の保険料については、第11条第2項の規定は、適用しない。
- 21 平成31年度分の保険料に係る第11条の5の5第1項第1号、第2号及び第3号アの規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の46.33に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9の2に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の31.41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」と、同項第3号ア中「市町村標準保険料率のうち後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額」とあるのは「一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の22.26に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の見込数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」とする。
- 22 平成31年度分の保険料に係る第11条の9第1項第1号及び第2号の規定の適用については、同項第1号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の45.72に相当する額を前条に規定する介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法の例により補正された後の金額とする。）の見込総額で除して得た数」と、同項第2号中「市町村標準保険料率のうち介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額」とあるのは「介護納付金賦課被保険者に係る保険料の介護納付金賦課総額の100分の54.28に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の堺市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月19日

堺市長 竹山修身

堺市条例第21号

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和31年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の227.5」を「100分の220」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。